

各位

木津川市健康福祉部社会福祉課

本年4月27日から5月6日までの10連休における障害福祉サービス等提供体制の確保等に関する留意事項について（通知）

平素は、市社会福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月14日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定されました。

10連休においても障害児者の生活に支障を来すことのないよう、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所におかれましては、下記のとおりご留意いただき、ご対応をお願いいたします。

記

- 1 10連休中の障害児者の生活のニーズについて、相談支援事業者等と連携し、把握に努めること。
- 2 障害児者の生活のニーズに合わせ、事業所の実情に応じ、可能であれば開所を検討すること。
- 3 10連休中に障害児者が必要な障害福祉サービス等を受けられるよう、必要に応じて事前に調整を行うこと。

○10連休中に開所することについて、報酬の取扱いは通常の休日等と同様の取扱いとし、10連休中の運営規定に定める営業日以外の日に開所する場合は、変更の届出が不要であるなど、今回の連続休暇の特殊性に鑑み、柔軟な対応が可能である。ただし、10連休に限り特別に開所する事業所については、労働基準関係法令等の違反とならないよう、留意が必要となる。

担 当	〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 木津川市健康福祉部社会福祉課 障害者福祉係
電 話	(0774)-75-1211
FAX	(0774)-75-2083